

第38回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和6年9月10日
 告示番号 第21号
 会議年月日 令和6年9月17日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 渡邊 晋
 局長補佐 佐藤 正浩
 局長補佐 浅岡 栄嗣
 主任主査 金野 亨

本日の案件 第38回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時34分

議 長	16番 及川 治雄 委員より、事前に動議の提出がありましたので、本日の日程の最後の案件としてお諮りいたします。
議 長	本日の出席委員は19名であります。 定足数に達しておりますので、第38回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、3番 佐藤 喜明 委員、4番 小澤 仁 委員、7番 佐藤 想司 委員、23番 鈴木 勝 委員より欠席の届出がありました。 また、9番 畠山 信吾 委員より遅れる旨の連絡がありました。
議 長	行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に12番 藤原 美喜男 委員、13番 佐藤 和威治 委員を指名いたします。 書記には、浅岡 局長補佐、金野 主任主査 を指名いたします。

議長

審議に入ります。

「報告第 92 号 農政専門委員会の報告について」を議題といたします。

佐藤 多賀幸
農政専門委員会委員長

佐藤 多賀幸 農政専門委員会委員長に報告を求めます。

第10回農政専門委員会協議結果報告をいたします。

開催日時、令和 6 年 9 月 4 日、水曜日、9時30分から11時30分までです。

開催場所、川崎農村環境改善センター 4 階 会議室です。

出席者、私ほか農政専門委員 出席 9 名、欠席 2 名、事務局渡邊事務局長、浅岡局長補佐兼企画係長です。

協議事項、(1)令和 6 年度 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)について、(2)農業委員会と市長との懇談会についてです。

協議内容、農業委員及び農地利用最適化推進委員から提案のあった意見を参考に、事務局で取りまとめた意見書(案)を、農業・農村の現状に合っているかなどの観点から、項目ごとに検討を行いました。

市長への意見書の提出は委員の改選後となるため、今回検討した内容を基に新たな農政専門委員会で改めて確認し、総会での議決を得て市長に提出することになるため、意見書の提出及び農業委員会と市長との懇談会については、12月に行うこととし具体的な内容については、新しい農政専門委員会で協議することとしました。

議長

以上のとおり、報告します。

以上で「報告第 92 号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長

なければ、「報告第 92 号」の質疑を終わります。

次に、「報告第 93 号 専決処分の報告について」を議題といたします。

局長

事務局の説明を求めます。

3 ページをお開き願います。

報告第93号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第 3 条の 3 の規定による権利の取得の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第 3 の 3 の規定に基づき報告するものです。

4 ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から10ページの第21号までの21件、21名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和6年9月10日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続により農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書をその届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第93号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、「報告第93号」の質疑を終わります。

次に、「議案第256号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

11ページをお開き願います。

議案第256号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に大東地域に係る申請4件です。

第1号から12ページの第4号については、同一の譲渡人であり、遠方に居住しているため耕作管理できない状態にあることから、それぞれの譲受人が経営安定のため借りていた農地を売買により取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

次に、藤沢地域に係る申請3件です。

第5号と第6号については、いずれの譲渡人も遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、同一の譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

13ページをお開き願います。

第7号については、譲渡人と譲受人とが耕作の利便性を高めるため交換により農地を取得しようとするものです。なお、交換す

		る農地は 20 ページの利用集積計画所有権移転 No. 1 の農地となります。 ます。
議	長	以上で、説明を終わります。 以上で「議案第 256 号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
21番		最初に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。
畠山 潔 委員		本日、大東地域の現地調査をした 2 名が欠席ですので、大東地域の私、畠山が報告をいたします。 大東地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。 現地調査日、令和 6 年 9 月 9 日、月曜日、午後 1 時 30 分より、 現地調査員 農業委員 佐藤委員、鈴木委員、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、事務局職員 千葉主査、支所職員 佐藤主任主事で行いました。 報告内容、第 1 号～第 4 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま
議	長	す。
13番		報告は以上です。 ありがとうございました。 次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。 藤沢地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。
佐藤 和威治 委員		現地調査日、令和 6 年 9 月 6 日、金曜日、午後 2 時 30 分より、 現地調査員 農業委員 佐々木委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 畠山委員、支所職員 阿部主事で行いました。 報告内容、第 5 号～第 7 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま
議	長	す。
		報告は以上です。 ありがとうございました。 以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 256 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第 256 号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第 257 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

(9 番 畠山 信吾 委員 入室)

14 ページをお開き願います。

議案第 257 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請 10 件です。

第 1 号は、借受人が公共工事に伴い迂回路として使用する市道を一時的に拡幅するため一時転用申請するものです。

申請地は農振農用地ですが、3 年以内の一時転用は認められております。

第 2 号から 15 ページ第 4 号までの 3 件は、同一事業で、借受人が公共工事に伴う発生土処理場として利用するため一時転用申請するものです。

申請地は農振農用地ですが、3 年以内の一時転用は認められております。

第 5 号は、借受人が公共工事に伴う発生土処理場として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

第 6 号は、譲受人が大型車両駐車場及び工事車両駐機場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

16 ページをお開き願います。

第 7 号から第 9 号までの 3 件は、同一事業で、譲受人が宅地分譲地を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

17 ページをお開き願います。

第 10 号は、借受人が公共下水道工事に伴い一般車両の臨時駐

議 長
6 番
菅原 吉昭 委員

車場等として利用するため一時転用申請するものです。

申請地は農振農用地ですが、3年以内の一時転用は認められております。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第11号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第12号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、12件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第257号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年9月9日、月曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 菅原、農地利用最適化推進委員 菅原委員、小野寺委員、事務局職員 金野主任主査、農政推進課職員 千葉主査で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約0.8kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が市道、南側が用悪水路、西側が農地となっている。

申請人が公共工事に伴う迂回路として利用する市道を一時的に拡幅するため農地を利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

第2号、第3号、第4号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約3.3kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が原野及び山林、南側が市道、西側が農地となっている。

申請人が発生土処理場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

第5号、申請地は、一関市役所から南に約5.0kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が農地、南側が用悪水路、西側が宅地となっている。

申請人が発生土処理場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

第6号、申請地は、一関インターチェンジから北西に約1.5kmの位置にあり、北側及び東側が市道、南側が雑種地、西側が用悪水路となっている。

申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第7号、第8号、第9号、申請地は、一関市役所から南西に約0.5 kmの位置にあり、北側及び東側が市道、南側が農地、西側が用悪水路となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第10号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約0.9 kmの位置にあり、北側が用悪水路、東側が農地、南側及び西側が市道となっている。

申請人が公共下水道工事に係る仮設駐車場、資材格納庫等として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地に復旧することから、周辺の農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年9月9日、月曜日、午前9時30分より、
現地調査員 農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 及川委員、佐藤委員、支所職員 千葉係長で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第11号、申請地は、花泉支所から南に約1.2 kmの位置にあり、周囲は北側が道及び農地、東側が鉄道用地、南側が道、西側が県道となっている。

議 長
4 番
及川 治雄 委員

議長

24番

鈴木 弘也 委員

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年9月9日、月曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、小野委員、支所職員 佐藤係長、菊池主任主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第12号、申請地は、東山支所から南西に約0.4kmの位置にあり、周囲は北側、西側及び南側が宅地、東側が公衆用道路となっている。

申請人が一般住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議長

議長

20番

遠藤 勝幸 委員

20番 遠藤 勝幸 委員

今月だけではないが、2～5号では公共工事等に伴う発生土処理場として利用したい、工事が終われば農地に復旧するというところで申請されています。

これを、完了時点で農地に復旧したかどうかの確認を是非お願いしたいです。今まで、やってきているかいなか、その点も疑問ですので、質問をしたいと思います。

以上です。

佐藤局長補佐

転用につきましては、今回の発生土処理場に限らず、許可権者が県になりますので、県に対する報告として現地の写真をつけた完了報告書というものを、県に送って報告しているところでございます。

但し、盛土農地と通ずる部分もあるかと思っておりますので、このようなケースについてどのようにして確認していくかについては、今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議	長	その他ございませんか。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 257 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第 257 号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第 258 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
佐藤局長補佐		18 ページをお開き願います。 議案第 258 号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。 一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものです。 19 ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、貸借権設定が 1 件、所有権移転が 1 件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が 1 件です。 最初に貸借権設定ですが、第 1 号は、花泉地域に係る申請です。 20 ページをお開き願います。 次に、所有権移転ですが、第 1 号は、藤沢地域に係る申請で、3 条案件第 7 号との交換です。 21 ページをお開き願います。 次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。 第 1 号は、花泉地域に係る申請です。 以上、各申請の詳細については記載のとおりです。 また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第 258 号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第 258 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p>
議 長	<p>(挙手満場)</p> <p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第 258 号」を可と決します。</p>
議 長	<p>次に、「議案第 259 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐	<p>22ページをお開き願います。</p> <p>議案第259号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、一関地域に係る2件です。</p> <p>いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。</p>
議 長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第 259 号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p>
6 番	<p>一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
菅原 吉昭 委員	<p>一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員に関しましては5条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、申請地は、一関市役所から南西に約 1.2 kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が雑種地、西側及び南側は宅地となっている。</p> <p>平成 16 年以前から民区の収納庫の敷地として利用しており、既に農地性は失われている。</p> <p>第2号、申請地は、J R一ノ関駅から南東に約 3.3 kmの位置にあり、周囲は北側が原野及び宅地、東側が農地、西側及び南側が市道となっている。</p>

議 長

平成3年頃から宅地への進入路及び資材置場として利用しており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議 長
13番
佐藤 和威治 委員

13番 佐藤 和威治 委員

番号1の非農地の理由の中で、平成16年以前からと記載になっていますが、いわゆる20年経過していることが判断のポイントだと思いますが、今後はこのような記載になるのでしょうか。

これまでは、何年頃からという具体的な理由の中で申請がでてきたように思うのですが、これだけは平成16年以前で20年以上前という理由の中でこの議案が出てきているわけですが、何かあるのでしょうか。

佐藤局長補佐

ご指摘の件でございますが、16年以前からということで、その前には既に農地性がなかったということなのですが、ある程度具体的に何年頃と特定に至らなかったもので、こういった記載になったものでございます。

但し、そのへんにつきましては今後は出来るだけ、具体的な年度を特定出来るような資料の収集に努めて総会議案としたいと思います。

議 長
13番
佐藤 和威治 委員

13番 佐藤 和威治 委員

なぜ、お聞きしたかというのは、いわゆる準公共機関の建物で民区の収納庫の敷地となっているわけです。そうすると、民区の収納庫はいつ建てたというのははっきりしているのではないのでしょうか。

そのへんもきちんと調べてから出すというのが本来ではないかと思ひまして、質問させていただきました。

以上です。

答えはいりません。

議 長

その他ございませんか。

16番
及川 治雄 委員

16番 及川 治雄 委員

この間、市議会を傍聴させていただき、佐藤敬一郎議員さんが栗原市ではタブレットを非常に活用しているという発言がありました。タブレットで、その土地の状況や周囲の状況を見られるというような話がなされました。私たちの花泉地域でタブレットは1台あるようで、支所でも航空写真をグーグルで見られるわけで

すが、グーグルは3年か4年ごとの写真しかなく、昨日一昨日の写真ではないですので今後、市のほうに予算要求していただきたく思います。

現場に行くので地図等は確かに必要ですが、AIの時代になってきましたので、もう少し文章を省いて行かなくても済むように、タブレットを今後活用されるように要望したいと思います。

以上です。

お答えはいりません。

議 長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第259号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第259号」を可と決します。

議 長

次に、16番 及川 治雄 委員より動議の提出がありましたので、この動議を採択するかお諮りいたします。

及川委員より動議内容について説明願います。

16番
及川 治雄 委員

このことについて、事務局のほうでも用紙を改めてプリントアウトしてきましたが、私がメールを送ったものを皆さんのお手元に置いてございます。

この動議の内容につきましては、皆さんご存知のことでございます。

私の動議は誰が悪い、誰が良い、誰がどうしろということを追求するものではありません。農業委員会にも非があったと、この間の議会で会長が認めていました。

ただそれが、市民全体、市議会、白い農地関係の方々に上手く伝わってはいないのではないかと思います。

我々のなすところの農業委員会の資質と尊厳と、やはり反省すべき点をどこにどういうふうに求めていったらいいか、どのような形で表していったらいいかを皆さんで協議して、対処・善処すべきではないかということの提案でございます。

以上です。

議 長

只今の及川委員の動議に賛成の方、反対の方の意見を求めま

		す。
		まずは、賛成の立場での意見をお願いします。
		(なし)
議	長	次に、反対の立場での意見をお願いします。
		(なし)
議	長	一関市農業委員会会議規程第 22 条第 2 項では、動議は、出席委員の 5 分の 1 以上の賛成者がなければ、これを議案とし、審議することができないとあります。
		本日の出席委員は 20 名であります。先ほど 19 名と申し上げましたが、現在は畠山委員が出席しておりますので 20 名です。議案とするには 4 名以上の賛成が必要となります。
		議案成立後に、本案件について、ご審議いただくこととなります。
		それでは、お諮りいたします。
		及川委員の動議に賛成の方は挙手をお願いします。
16番		議長、決裁をする前にもう 1 回、1 分間だけ言わせてください。
及川 治雄 委員		い。
		動議の内容を補足したいと思います。
議	長	それでは、手短をお願いします。
16番		8 月にも申し上げましたが、新しい委員にこの問題を投げ出していいのですか。
及川 治雄 委員		辞める人はいいかもしれませんが、私たちにも責任があります。
		この問題を皆さんで考えていきましょうということの提案です。誰が責任をとれなどと言っているわけではないです。我々の責任だったということをもつて市民にお詫びし、特別委員会をしている市議会に改めて謝罪すべきではないかという動議です。
		ぜひ、皆さんでもう少し話合って、迷惑をかけたと私たちの決定事項を間違っやってきたと、非を認めることではないでしょうか。それを皆さんで話合わないとなれば、この農業委員会の資質はどこにあるのですか。
		以上です。
議	長	それでは、再度お諮りいたします。
		及川委員の動議に賛成の方は挙手をお願いします。
		賛成 2 名であります。
		よって、一関市農業委員会会議規程第 22 条の規定により、動議は不採択となりました。

議

長

いずれ、この盛土農地関係につきましては、調査特別委員会や、農業委員会の新しい体制の中で、引き続き協議していくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

以上で議案審議を終了いたしました。

第38回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時23分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員